

中村学園大学(含む短期大学部)私費外国人留学生授業料減免規程

平成4年4月1日制定

(目的)

第1条 この規程は、私費外国人留学生に対し授業料を減免することによって、経済的負担を軽減し、学業継続を援助することを目的とする。

(対象)

第2条 授業料減免の対象は、文部科学省に対し、補助金の申請ができる大学・短期大学部の正規課程に在籍する私費外国人留学生とする。

(出願手続)

第3条 授業料減免を受けようとする者は、所定の願書を学生部を経て、学長に提出しなければならない。

(審査)

第4条 授業料減免を受ける学生は、前条の願い出のあった者について国際交流委員会の審査を経て、学長がこれを決定する。

(減免額及び期間)

第5条 授業料の減免は、年間授業料のうち、2期に納入すべき授業料についてこれを行う。

2 授業料減免額は、年間授業料の50%を限度とする。ただし、2年次以上については、前年度の成績(GPA)が3.0未満の者については、年間授業料の30%を限度とする。

3 前項の規定にかかわらず、前年度の成績(GPA)が1.5未満の者については、減免対象としない。

4 授業料減免の期間は当該年度限りとする。ただし、次年度以降も出願することができる。

(異動の届出)

第6条 授業料の減免を受けた者は、次の事項に該当する場合は、ただちに学生部を経て、学長に届け出なければならない。ただし、本人の病気、死亡などの場合は、保護者が代わって届け出ることができる。

(1) 休学又は退学した場合

(2) 本人及び保護者の身分、住所その他重要な事項に変更があった場合

(所管部署)

第7条 この規程に関する取扱い事務は、学生部の所管とする。

附 則

この規程は、令和元年7月1日から施行する。